

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年2月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500375号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500099号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年1月から同年9月までの各月は9万2,000円を38万円、同年10月から同年12月までの各月は9万2,000円を36万円とする。

平成8年1月から同年12月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月の標準報酬月額については、36万円を38万円とする。

平成8年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(上記1の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年1月1日から平成9年1月13日まで

厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の給与は38万円から減額されることはなかったにもかかわらず、請求期間に係る標準報酬月額が、当初38万円から9万2,000円に減額されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者のA社における平成8年1月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、平成8年9月19日付けで同年1月1日に遡及して9万2,000円に減額する処理が行われている上、同年10月1日から平成9年1月13日までの期間の標準報酬月額についても、当初、36万円と記録されていたところ、平成9年1月10日付けで平成8年10月1日に遡及して9万2,000円に減額する処理が行われ、資格喪失時まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、請求者と同様に、当初記録されていた標準報酬月額が、平成8年9月19日付けで、平成8年1月1日に遡及して9万2,000円に減額処理されている者が4人確認できるところ、このうち2人は、請求者と同様に、同年10月1日からの標準報酬月額の記録についても、平成9年1月10日付けで減額する処理が行われ、その余の2人については、平成8年9月1日に被保険者資格を喪失する処理が行われていることが確認できる。

さらに、事業主からは、請求者の上記遡及減額訂正に係る届出や保険料納付について回答

が得られないが、請求期間にA社において被保険者記録のある同僚の一人は、請求期間当時、会社の状況は非常に悪く、社長が会社の社会保険料を軽減するために減額の届出処理を行ったと記憶しているものの、請求期間の報酬月額、減額処理の前後で変わることはなく支払われた旨陳述及び回答している上、請求者から提出された給料支払明細書及び雇用保険受給資格者証の記載内容から判断すると、請求者の請求期間における報酬月額が減額された事情はうかがえない。

加えて、別の同僚の一人は、請求期間当時、A社は業績が悪く、社会保険料を滞納していたと思う旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年9月19日付け及び平成9年1月10日付けで行われた遡及減額処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について、平成8年1月1日及び平成8年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、遡及減額訂正前の標準報酬月額の記録から、平成8年1月から同年9月までの各月は38万円、同年10月から同年12月までの各月は36万円に訂正することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者がA社から、オンライン記録の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、当該期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（上記1の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500437号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500096号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月12日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成20年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月12日

請求期間において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録がない。私が保管する賞与の明細書を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成20年12月12日付け賞与支払明細書及びA社の回答により、請求者は、同社から請求期間に25万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500528号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500097号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年7月10日は2万円、同年12月11日は19万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月10日
② 平成27年12月11日

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録が年金記録に反映されていない可能性があるため確認するようにとの連絡があった。

私は、賞与明細書を保管していないが、預金通帳で賞与の振込が確認できるので、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は2万円、請求期間②は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500558号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500098号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成27年7月10日は13万5,000円、同年12月11日は25万3,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成27年7月10日及び同年12月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月10日
② 平成27年12月11日

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録が年金記録に反映されていない可能性があるため確認するようとの連絡があった。

私が所持する預金通帳で賞与の振込が確認できるので、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書から判断すると、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び同僚の賞与明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万5,000円、請求期間②は25万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。